

第 53 回

ちよつといて講座

「多様性が尊重される社会と法制度」

講師 仲岡 しゅん弁護士（うるわ総合法律事務所）

日時 2024年4月23日

場所 福井県国際交流会館



ちよつといて講座実行委員会

福井県地方自治研究センター

福井地区平和センター

永平寺町勤労者協議会

主催者挨拶:村田耕一福井県地方自治研究センター理事

本日は、仲岡しゅん弁護士をお招きして、「多様性が尊重される社会と法制度」という題でご講演を頂きます。福井県内の自治体でもパートナーシップ制度は広がっていますが、男性カップルの例ですが、住まいが無い、大家さんが家を貸してくれないので非常に困惑しているとの課題が指摘されています。やはり関係法令をしっかりと整備していくことが求められております。

はじめに

きょうは多様性の中でも LGBT に関してお話しします。LGBT ですが、昨年 6 月に LGBT 理解促進法ができました。昨年から今年にかけて LGBT に関する様々な判例も出ています。では LGBT とは一体何かです。知っている方と知らない方の落差が激しいのです。今日は基本的なことと、労働問題についてお話していきたいと思います。

まず自己紹介ですが、私・仲岡しゅんは大阪生まれの大阪育ちです。大阪市内で、うるわ総合法律事務所です。男性生まれの女性弁護士をしています。元々の性別は男性です。そこからいろいろあり、今は女性として弁護士登録をしています。男性から女性化する人、あるいは女性から男性化する人、あるいはどちらでもないという方向に行く人、をトランスジェンダーといいます。ジェンダーを「女らしさ」、「男らしさ」と訳すと間違いです。ジェンダーとは社会的意味での性別を指しています。性別には生物学的なもの、社会的なものがありますが、ジェンダーとは社会的な意味での性別で、ジェンダー平等とかジェンダーギャップなどと使われています。なおかつ、「トランス」という言葉がありますが、トランスとは、向こう側に行く、移行するという言葉です。トランスジェンダーとは性別を 移行して、性別を越境して生きている人のことです。

トランスジェンダーと紛らわしい言葉に性同一性障害というのがあります。これは同じ意味でしょうか、違う意味でしょうか。私の場合はトランスジェンダーであり性同一性障害でもあります。しかし、見る角度が違うのです。トランスジェンダーとは社会的な意味の言葉です。トランスジェンダーの人の中には身体を変えたり、ホルモン注射をしたりする医療的ケアをしなければならない人が多いのです。しかし、みなさん、ある日突然「病院に行って体を変えてください」と言えばすぐにそうした医療を受けられますか。できませんね。その医療を受けるための診断名が性同一性障害という言葉です。

たとえばみなさんが「お腹が痛い」というのは状態です。それが「胃潰瘍」か「食中毒」かというのは診断名です。あるいは、障害者という言葉があります。障害者とは社会的な位置付けです。しかし、それがダウン症か脳性麻痺かというのは診断名です。見る角度が違うわけです。被差別部落という言葉があります。歴史的な社会的な意味での言葉です。しかし、それが同和地区かどうかというのは行政的な位置づけです。性同一性障害というのを障害

や疾患としてみなすのは良くないということで、今は性別不適合という言葉になっています。私は、関西では「ちちんぷいぷい」の後にやっていた「ミント！」というTV番組にも出たことがあります。また「報道ステーション」にもコメンテーターとして出演しましたが、めちゃ緊張しました。関西系の番組では隣に芸人さんがいて和気あいあいとした雰囲気ですが、報道ステーションの収録場所は六本木ヒルズなんですよ。

1 基本編 LGBT、あるいはSOGIとは？

LGBTはSOGIという言葉も使います。最近はLGBTQとQを付ける言い方もあります。様々な性のあり方ですが、これまでは、男性はみなこういうもの、女性はみなこういうものと思われがちだったのですが、男性の中にもいろんな男性がいるし、女性の中にもいろんな女性がいる。そのような様々なあり方を表す言葉の一つがLGBTといます。L・G・B・Tという4つの人のあり方を表していますが、4つとはいったいなんやねんという話です。

LGBTQ



「L」…レズビアン(lesbian)	• 女性同性愛者 • 性的指向が、女性に対して向く女性
「G」…ゲイ(gay)	• 男性同性愛者 • 性的指向が、男性に対して向く男性
「B」…バイセクシュアル(bisexual)	• 両性愛者 • 性的指向が、女性にも男性にも向く人
「T」…トランスジェンダー(transgender)	• 性別越境者、性別移行者 • 生まれた性とは異なる性で生きる人

「Q」…クィア(Queer) 異性愛や男女二元論に当てはまらない人々を包括的に指す概念。もとは侮蔑的な表現だが、それを逆手に取っている。

SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity)
性的指向と性同一性(性自認) …… (LGBTだけの問題ではない)

1 「L」…レズビアン(lesbian)

Lとはレズビアン(lesbian)の頭文字です。これは別にいやらしい言葉でもはずかしい言葉でもありません。女性の同性愛者をレズビアンといます。性的指向が女性に向く女性のことです。性的指向という言葉ですが、性の方向性のことです。多くの人は、男性の場合、性的指向は女性の方を向きます。女性と恋愛し、女性と結婚し、女性と家庭を持つことが多い。

逆に多くの女性は性の方向性が男性に対して向く。男性と恋愛し、男性と家庭を持つ。しかし、それはあくまでも多いというだけで全員ではありません。女性だけれど性の方向性が女性に向く人もいるわけです。

2 「G」…ゲイ(gay)

Gとはゲイ(gay)の頭文字です。男性同性愛者のことをいいます。男性だけれど性の方向性が男性に向く人です。

3 「B」…バイセクシュアル(bisexual)

Bとはバイセクシュアル(bisexual)の頭文字です。両性愛者です。性的方向性が男性にも女性にも両方向く人のことです。

性的指向の漢字をよく間違える人が多いのです。タバコとかお酒とかコーヒーとか嗜好品の「嗜好」と書き間違える人が多いのです。嗜好品の「嗜好」とは好みの問題です。若い人が好きとか、筋肉のある人が好きとか。性の好みの問題となってしまいますが、それは違います。どういう人がタイプかという問題と性的指向が男性に向いているか女性に向いているかは別の問題です。

4 「T」…トランスジェンダー(transgender)

Tですが、トランスジェンダー(transgender)の頭文字です。私のような性別移行者・性別越境者のことです。

トランスジェンダーを説明するときに、「体の性と心の性が一致しない人」だと聞いたことはありませんか。これは不十分な言い方です。「体の性」は分かりますが、「心の性」とはいったいなんでしょうか。あるいは、「心が女です」、「心が男です」といいさえすれば、その人は「女扱い」、「男扱い」されるのかです。では、ある日、突然「今日から私の心は女ございます」と言い出し、「女性のみなさんといっしょに女風呂に入らせていただきます」と女風呂に入ろうとすれば、建造物侵入罪です。「心：女」、「心：男」といっても、何らかの実態が伴わなければそうはならないということです。トランスジェンダーは、「今日から男」とか「今日から女」とか「心：女」とかそういうものではありません。長い時間をかけて、性別を移行してきているのです。

昨年、LGBT理解促進法ができる時に、いろんなデマが飛び交いました。いわく、「LGBTとは心：女という人のことやろ」、「LGBT理解促進法ができたら、今日からおれ女やというおっちゃんが女湯に入れることになるらしいで」、「それヤバいね」というデマが飛び交いました。LGBT理解促進法には、どこにも風呂がどうの、トイレがどうのとは書いてありません。法律に書いていないことを、勝手に妄想してデマを流すわけです。

「女性同士は自然に反しているで」とか「外国の文化であって、日本は関係ないやろ」とか「そんな人がいると少子化が進んで日本は減るではないか」とおっしゃる方もいます。

LGBTが自然に反しているのでしょうか。少子化の原因なのでしょうか。いずれも違います。LGBTの人もいることが実は自然なのです。人間も自然の生き物です・自然の生き物は多様性があるということです。身長も違うし、肌の色も違うし顔だちも違います。性格も考え方も性のあり方も違います。個々に違いがあること、個性があること、多様性があることが生き物の特徴です。マイクとかパソコンとかは沢山同じものがありますが、それは人工物だからです。人間も犬も恐竜も同じものは2つはないのです。多様性があることが自然の生き物です。

LGBTという言葉自体は英語です。でも日本も該当する人はずっといました。美輪明宏さんやカルーセル麻紀さんは今いくつですか。もう80歳は過ぎてます。若かったころにLGBTといいましたか。言葉がなかっただけで、それに該当する方は昔からずっといたわけです。江戸時代の発明家・平賀源内も男性と恋愛関係にありました。男性同士の恋愛の本を書いています。同じく井原西鶴も男性同士の恋愛の話が出てきます。こうした人がいたからと言って、日本は減んでいるのでしょうか。人口の一定数にそのような人がいたとしても人口動態に影響はありません。LGBTが少子化の原因ではないという証拠があります。日本以外の海外では同性婚という制度を採用している国が増えています。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどです。たとえば、イギリスは同性婚を導入していますが、日本より出生率が高いのです。フランスも高い、アメリカ、ドイツもそうです。少子化のトップくらいは日本や韓国ですが、同性婚ができません。同性婚ができるかと、少子化が進んでいるかはデータ上関係ありません。少子化の原因ではないものが、少子化の原因であるかのように言われる。

LGBTのシンボルマークはレインボーフラッグです。虹色には色んないろがあります。人間のあり方も色々あるという意味です。

5 「Q」…クィア(Queer)

Qとはなにかですが、クィア(Queer)の頭文字です。異性愛とか男女二元論に当てはまらない人々を総合的・包括的に指す言葉です。LGBT以外にもいろいろな人たちがいるということを指す言葉です。男性でも女性でもないアイデンティティを持っている人、そもそも恋愛感情がないという人もいます。そういう人を含めて様々な性のあり方を持つ人たちを含みます。そもそもクィアというのはどういう意味かと言いますと、元々は侮蔑的な表現でした。英語でクィアといいますと、「変な奴」とか「変態」とかいう言葉でした。「変態」で何が悪い、「変」で何が悪いと投げ返す言葉です。逆手に取っているわけです。これを部落解放運動的に表現するならば、みなさんは水平社宣言をご存じでしょうか。水平社宣言に「吾々がエタである事を誇り得る時が來きたのだ。」という一節があります。「エタ」という差別的な表現をあえて使っているのです。これまで「エタ」という差別的な表現が使われてきた、しかし、「エタ」で何が悪いのか。むしろそれを「誇り得る」べきだといっているわけです。クィアをこれまで「変態」とか「変な奴」と呼ばれてきた、だから、それが何か悪

いのかと、クィアという言葉で言い返すことです。

ここで誤解する人がいます。「クィアって変態のことらしいで」、「のぞきとか、痴漢とか、



子どもに手を出すとか、そういう変態のことを指すらしいで」「やっぱ、LGBT は危険だ」という人がいますが、それは違います。異性愛や男女二元論に当てはまらない人たちが「変態」と言われてきたから、「それで何が悪い」と言い返しているだけであって、文字通りの性犯罪者や、変質者を指しているわけではありません。言葉には文脈や背景があります。

6 SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) 性的指向と性同一性(性自認)

最近はSOGIという表現をする場合もあります。Sexual Orientation と Gender Identity という言葉をくっつけていますが、性的指向と性同一性をくっつけた言葉ですが、ではなぜ、LGBT という言葉があるのに、SOGI という言葉も使われるのかといいますと、皆さん自身もSOGIの当事者だからです。LGBTQ といいうと、自分とは関係のない一部の人たちというイメージをお持ちだと思います。でも、性的指向や自分の性のアイデンティティはLGBT 以外の皆さんも持っているものなのです。みなさんも SOGI の当事者なのです。一部の問題ではなく、万人の問題として捉え直しましょうということです。

第Ⅱ部 LGBT/SOGIを取り巻く社会の状況

1 アイデンティティの変遷

トランスジェンダーと聞いても、言葉だけではわからんと思います。私がいったいどういう過程を経て今に至るかをお話します。

私は、「仲岡さんはいつからそうなったんですか」とよく聞かれます。私は男子小学生として学校に通っていました。「僕は男の子だから、いつかは女性と恋愛して、いつかは女性と結婚して、いつかは女性と家庭を持って生きていかなければいけないんだ」と思っていました。思いこまされていました。第二段階では「ゲイかしら」と思ったことがありました。

小学校から中学校に上がります。私は男子中学生でした。思春期男子でした。私の同期の思春期男子たちは、男子同士の会話では、クラスの「○○はかわいいよな」、アイドルの「▽▽はいいよな」だとか、あるいはエロ本の回し読みとか、女性に対して性的関心が湧いてくる男子が多かったです。ところが私は全く関心が湧かない。女性が性の対象ではないと気付いたのです。女性が恋愛対象ではないならば、消去法で、男性が性の対象なのかと思いました。これはゲイかと思いました。しかし、私をそれを隠し、女性が好きなふりをしました。周りの男子が女性に関心があるのに、私だけが違うと、「あいつおかしい」となるわけです。それが怖かったので、自分のことを隠して、女性が好きなふりをしたわけです。でも、「誰が好きやねん、言えや」と言われるわけです。それでどうしたものかと考えて、「社会科の50代ぐらいのおばちゃん先生かな」とか言ってごまかすと、いわゆる「熟女好みキャラ」扱いされてきましたが、それは私にとっては自分を隠すための方便だったのです。

第3段階の大学生となると、サークルやバイトなど交友関係が増えます。女性が性の対象ではないと悟っていましたが、男性よりも女性と一緒にご飯を食べたりするほうが話が合う、気が合うといったことが多かったわけです。どういうことかと思うわけです。女性が性的な対象ではないけれど、これは広い意味ではバイセクシュアルなのかとか、ゲイなのかともややとした気持ちだったのです。

あるとき転機がありました。大学を卒業し弁護士になる司法試験のためのアルバイトをしていたことがありました。バイト先の同僚が「トランスジェンダーの交流会をやっている」というのです。トランスジェンダーが仲間作りの会をしていたのです。トランスジェンダーは人口の割合としてはものすごく少ない、LGBTの中でも更に少数派です。自分と同じ境遇の人はなかなか見つからないのです。だから、トランスジェンダーが交流会を開催していたのです。「仲間君も一度交流会に行ってみいひん」というのです。「トランスジェンダーだけの会ではない、その仲間とか、支援者も参加OKの会やで」というのです。「LGBTという広い意味では仲間君も仲間みたいなものや」というのです。興味本位で行ってみました。その会場でものすごく衝撃を受けました。そこで、「仲間さんも、トランスジェンダーと違うの？」と言うてくるのです。「仲間さん、いつからトランスするのよ」と言われ、ものすごい衝撃でした。その時の状況を今の私の姿で想像してはだめですよ。当時は、私は髪も短くて、坊主、メガネをかけていて、髭が生えていました。そして「もやもや」の正体をうっすら勘づいてはいたのです。私はこの「もやもや」を直視できなかった。なぜかという、当時はLGBTとか、性同一性障害とかいう言葉はほとんど聞きませんでした。あったのは、「おかま」、「変態」という言葉でした。「もやもや」を直視するというのは、自分が「おかま」・「変態」であるということを認めてしまうことに他ならなかったのです。それが怖かった。私はこの「もやもや」を小さな箱に押し込めて、鍵をかけて、心の中の地面深くに押し込めながら生きてきたのです。ところが、「仲間さんもそう違うの」と言われたことで、この開けてはならないパンドラの箱がバカッと開いてしまったのです。そうすると、本来隠し持っていた私がそこから、髭の生えている仲間君から今のしゅんちゃんに、ちょっとづつ

姿・形を変えながら今の私に至るのです。

姿や形が変わるのは二十歳過ぎてからでした。しかし、根っこの部分は私が若いころからありました。根っこはあっても、当時の「おかま」・「変態」といわれる社会状況では花は咲かない。それが、他の人との出会いによって、遅ればせながら花が咲き始めたのです。

2 性別移行(トランジション)というのは、「移行」していくもの

性を変えることを性別移行・トランジションといいます。男性としての社会生活実態と女性としての社会生活は似ているようですが、かなり違ってきます。周囲との関係性の変化です。性同一障害の診断もあります。診断に基づいてホルモンを打っていくとか、外観や声の変化もあります。昔は低い声でした。体を変える手術もあります。人によっては戸籍の変更もします。これはある日突然切り替えられるようなものではありません。風呂がどうの、トイレがどうのというのは、個人の状況によって、環境に応じたケースバイケースしかありません。

最近の法制度や判例についてですが、昨年6月にLGBT理解促進法という法律ができました。すったもんだがありました。大した法律ではありません。理念法ですが「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり」「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものである」と表明しています。理念法ですから、これこれをする罰則があるという法律ではありません。男女共同参画法などもそうです。差別関連の法律なども理念を反映しているものです。事業主とか、学校・教育機関に対し、LGBTに関する普及や啓発、就業環境に関する相談体制の整備などをしなさいということです。これから学校や教育機関などは、LGBTがいることを前提に環境整備しなさいよということを表明しているわけです。

3 パワーハラスメント防止法と SOGI

パワーハラスメント防止法というものがあります。ガイドラインの中に、性的指向と性自認について明記されました。職場において行われる優越的な関係を背景とした言動、もっぱら上司から部下に対して、優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されることをパワハラといいます。当たり前のことですが、必要な叱責、必要な指導、必要な注意はあります。これを超えたものがパワハラです。しかし、弁護士の相談では「どっからどこまでがパワハラなんですか」といわれます。明確にここからここまでというものはありません。しかし、指針では6つの類型があげられ、これらがパワハラになり得るものの典型例です。「身体的な攻撃」はパワハラです。物を投げる、それは必要な注意に当たりません。ミスをしたとって殴る、蹴るといのはパワハラです。「精神的な攻撃」人格を否定するような言動を行うこと、「あほ」、「ばか」、「死ぬ」、といったものは必要な指導ではありません。その中に相手の性的指向・性自

認に関する侮辱的な言動を含むと明記されています。「男のくせに結婚せえへんのか。お前ホモか」といったような言動です。「男やったら女が好きなんや、女やったら男が好きなんや」というのもガイドライン上ではパワハラになり得ます。「人間関係からの切り離し」です。仲間外れのことをいいます。特定の従業員だけ会合に呼ばない、特定の従業員の席を倉庫などにするとか、の切り離しです。「過大な要求」です。就業時間内に到底終わらないような仕事をさせることなどです。

「過小な要求」もハラスメントにあたります。仕事が少ないのはええことやんと思うかもしれません。単に仕事が少ないのではなく、仕事を干すということです。あえて仕事をさせないことです。「個の侵害」です。プライバシー侵害です。労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することです。これはプライバシー侵害で、パワハラにあたるということです。性的指向や性自認について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することをアウトティングといいます。当事者だからと言ってみなオープンにしたいわけではないのです。当事者は「ほっといて」と思っている、のに「あの人そうらしいで」、「あの人ゲイらしいで」とベラベラ言いふらすことをアウトティングと言います。残念ながら、昭和の職場では「あの人ホモらしいで」と大ぴらな会話が交わされていました。しかし、そうしたことを大ぴらに言いふらすというのはパワハラです。しかし、私たちは LGBT だけを特別扱いして欲しいと言っているではありません。LGBT であろうがなかろうが、皆さんも面白半分で言いふらして欲しくないことはありますよね。「あの人どこそこの病気らしいで」とか、「あの人離婚しているらしいで」とか、「あの人どここの出身らしいで」とか、そのようなことを一々言いふらして欲しくありませんよね。だから LGBT だけに配慮してとか、特別扱いしてと言っているわけではなく、万人のプライバシーなのです。被差別部落の問題について、「あの人部落の出身らしいで」と言っているいい訳はありません。

4 近年の判例から(経産省トイレ事件)

経産省トイレ事件というのがありました。経産省に勤めておられる性同一性障害の方がおられましたが、男性から女性化している人のトイレについて、特定の階の女性トイレを使ってはいけないという扱いをしたのです。それも二階以上上又は二階以上下のトイレは良いのに、同一階と上下一階のフロアのトイレの使用制限を課したのです。それに対して、この当事者が不当ではないかと、人事院判定の取り消しを求めて提訴したのです。

これに対して、最高裁は、職場が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法と判断と判断したわけです。つまり、二階以上上、又は二階以上下しか使えないという制限は違法であるとしたのです。これに対し、様々な誤解が流れました。性同一性障害なら本人の申告のトイレを使わせなければならないという誤解です。「性同一性障害ですと言えさえすれば女性トイレを使わせなければならない」というような誤解です。そもそも、この判例はそういう判例ではありません。あくまでも、この職場のこの従業員に関する事例判断で

あって、一般論としての何か準則を判断したわけではありません。ケースバイケースですが、この従業員に関しては制限するのは違法ですよという判断です。

二階以上上か下という制限も合理的理由はありません。説明会で女子トイレを使うことについて、やめてくれという従業員は実際にはいませんでした。しかし、職場が先回りして、そこは使ってはいけないとしたのです。さらに、当事者の方は長期間ホルモン注射を受けており、女性としての社会的実質のある方でした。そういうケースなので認められたのです。

5 近年の判例から(性同一性障害特例法について)

戸籍上の性別を変える法律があります。戸籍上の性別を男性から女性に変える法律、女性から男性に変える法律です。性同一性障害特例法といいます。どういった条件を満たしていれば、戸籍上の性を変えられるのでしょうか。①18歳以上であること 成人していることです。②現に婚姻をしていないこと もし結婚していて、女性が男性に戸籍を変えると、男性同士の婚姻になってしまうのです。結婚している状態では性別変更できません。③現に未成年の子がいないこと ④と⑤は手術要件です。④手術要件は生殖腺がないこと又は機能を永続的に欠く状態にあること 生殖能力を失わせる手術のことです。⑤その身体について他の性別に係る部分に近似する外観を備えていること 外観の形を変えることです。そもそも性同一性障害であるという診断を2名以上の医師から得ていることという要件です。違憲と言われたのは④の要件です。生殖能力を失わせる手術を科すことは憲法違反ですよということです。女性から男性に変わる場合には手術はいらなくなりました。しかし、男性から女性に変わる場合には手術が必要です。手術の方法が違うからです。男性の場合は形が外側にでっばっています、このでっばっているものをいったん切って女性器状に組み替えるのです。この手術をすることによって、生殖能力はなくなるし、形も変わるわけです。逆に女性から男性への手術の場合はどうでしょうか。女性の場合は引っ込んでいる中のものを摘出する手術です。手術したことによって形は変わらないのです。この判決以前から、女性から男性に変える場合の手術要件は④だけであって、⑤についてはあまり厳密には問われてきませんでした。④の要件がなくなることによって、女性から男性の場合は、手術をやらなくても良いことになりました。しかし、男性から女性の場合には⑤の要件もあるわけです。外観が変わっているということです。外観を変えようと思ったら手術しなければなりません。「手術は何もなくなりました。」というものではありません。

今後の予想ですが、身体の基準と戸籍の基準は二重基準になると思います。⑤もなくなった場合、戸籍は変わっているが、身体が変わっていないことが生じます。「女湯があぶない」などという誤解がありますが、最高裁判決の意見の中にも書いてありますように、戸籍を変えている変えているかどうかということと、風呂場をどっち使うかは別の話です。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★講師紹介★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

仲岡しゅん氏(なかおかしゅん)

弁護士：大阪市立大学法学部卒業、関西大学法科大学院修了、2014年司法試験合格、大阪公立大学非常勤講師、毎日放送「ミント！」レギュラー出演など

著書に北樹出版「ふらっとライフ」（共著）ほか

「うるわ総合法律事務所」を経営、離婚やセクシュアルハラスメントなどジェンダーに関する案件を多く扱うほか、LGBTQ や性同一性障害など性的マイノリティからの相談多数

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

ちょっとって講座実行委員会

福井市大和田2丁目517 福井県地方自治研究センター内

TEL (0776) 57-5800 <http://www.mitene.or.jp/~ryuzo>